

地方交付税法の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部改正

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（平成二十七年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成二十七年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に六千七百億円を加算した額から第五号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五十六千円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 三千九百二十六億円</p>	<p>附 則</p> <p>（平成二十七年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成二十七年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に六千七百億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五十六千円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 三千九百二十六億円</p>

- 三 平成二十七年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額 一兆四千五百二十九億三千七百七十五万円
- 四 平成二十七年度における借入金額の額に相当する額 三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円
- 五 平成二十六年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円
- 六 平成二十七年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千六百十四億円
- 七 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円
- 八 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この号において「平成二十六年旧法」という。）附則第十二条第一項の規定により平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十六年旧法附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額 千四百八十二億八千三百六十九万八千円

平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の

- 三 平成二十七年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額 一兆四千五百二十九億三千七百七十五万円
- 四 平成二十七年度における借入金額の額に相当する額 三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円
- 五 平成二十六年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円
- 六 平成二十七年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千六百十四億円
- 七 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十七年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

(平成二十七年分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一條 平成二十七年分限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び平成二十七年分限り震災復興特別交付税(旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十六年分限り震災復興特別交付税の総額の一部から附則第四条第一項第八号に掲げる額を控除した額及び同項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五万六千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十七年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十七年分限り震災復興特別交付税の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十七年分限り震災復興特別交付税の合算額を加算した額とする。

(平成二十七年分限り震災復興特別交付税の総額の特例)

第十二條 略

規定による額の算定については、旧法附則第四条の三第三項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた千六百五十八億九千四百九万八千円を減額する。

(平成二十七年分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一條 平成二十七年分限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び平成二十七年分限り震災復興特別交付税(旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十六年分限り震災復興特別交付税の総額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五万六千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十七年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十七年分限り震災復興特別交付税の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十七年分限り震災復興特別交付税の合算額を加算した額とする。

(平成二十七年分限り震災復興特別交付税の総額の特例)

第十二條 平成二十七年分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十七年分限り震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内

の額を、平成二十七年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十八年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における平成二十八年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十五に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における平成二十八年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の五に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。